

○経済産業省令第三十六号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第七条第二項、第十二条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十三年六月三十日

経済産業大臣 海江田 万里

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「が常時使用する従業員」を「の常時使用する従業員（次に掲げるいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 厚生年金保険法第九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項

に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があつた者に限る。)

二 当該中小企業者と二月を超える雇用契約を締結している者で七十五歳以上であるもの

第一条第十二項第二号ホを次のように改める。

ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

(1) 経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。）又は

経営承継相続人（同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。）

(2) (1)に掲げる者の関係者のうち、第九項第六号中「会社」とあるのを「会社（外国会社を含む。）

）」と読み替えた場合における同項各号に掲げる者

第一条に次の一項を加える。

14 この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は

間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

第六条第一項第七号ホ中「との間に」を「による」に改め、「(中小企業者が他の法人の発行済株式又は持分(当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。)の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該中小企業者と当該他の法人との関係をいう。以下同じ。)」を削り、同号へ中「特別子会社」を「特定特別子会社(第一条第九項第一号中「の親族」とあるのを「と生計を一にする親族」と読み替えた場合における同条第十項に規定する当該他の会社をいう。以下同じ。)」に改め、同項第八号ホ中「との間に」を「による」に改め、同号へ中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条第三項の表第六条第一項第八号の項の前に次のように加える。

第一条第十二項第三号ロ

の相続の開始

からの贈与

第六条第三項の表第六条第一項第八号ト(3)の項中「時」を「直前」に改め、同表第六条第一項第八号ト(5)の項の中欄を次のように改める。

であること(次に掲げるいずれかに該当するときを除く。)

第七条第二項第二号中「における当該中小企業者」の下に「(当該経営承継贈与者又は当該経営承継受

贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）
「を」、「時における」の下に「当該中小企業者の」を加え、同項第四号中「中小企業者の」の下に「株式
等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該」を加え、同項第八号イ中「と
の間に」を「による」に改め、同号ロ中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条第三項第二号
中「における当該中小企業者」の下に「（当該被相続人又は当該経営承継相続人に係る同族関係者である
会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）」を、「時における」の下に
「当該中小企業者の」を加え、同項第四号中「中小企業者の」の下に「株式等に係る遺言書の写し、遺産
の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押し
ているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該」を加え、同項第八
号イ中「との間に」を「による」に改め、同号ロ中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改める。
第九条第二項第十五号及び同条第三項第十五号中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条に
次の一項を加える。

6 経済産業大臣は、第一項から第三項までの規定により認定を取り消したときは、様式第十の三により

当該認定を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

第十条から第十二条までの規定中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改める。

第十三条第一項第六号中「との間に」を「による」に改め、同項第七号中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条第二項第七号イ中「との間に」を「による」に改め、同号ロ中「特別子会社」を「特定特別子会社」に改め、同条に次の一項を加える。

5 経済産業大臣は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

第十六条第二項第二号中「中小企業者の株主名簿」を「中小企業者（当該特定代表者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿」に、「特定代表者」を「、当該特定代表者」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十五により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

第十九条第二項中「第十二条第十三項」を「第九条第一項から第三項まで、第十二条第十三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(提出期限後の申請又は報告)

第二十条 第七条第二項、第三項若しくは第十三条第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項若しくは第十一項に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、経済産業大臣が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。

様式第七の表中「回覧関係者に対する」を「回覧関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する」に、

「会社名	」を
------	----

「区分 会社名」	特定特別子会社に 該当／非該当	」
-------------	-----------------	---

改める。

様式第八の表中「同族関係者に対する」を「同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する」に

「会社名」		」
-------	--	---

「区分 会社名」	特定特別子会社に 該当／非該当	」
-------------	-----------------	---

改め、同様式の記載要領第十号中「と、「相続認定申請基準日」を「贈与認定申請基準日」と、「相続認定申請基準事業年度」を「贈与認定申請基準事業年度」に

様式第十の二の次に次のように加える。

様式第 10 の 3

認定取消通知書

番 号
年 月 日

会社所在地
会社名
代表者の氏名

殿

経済産業大臣名 印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定については、下記の理由により、認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(記載要領)

- 1 申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。
- 2 法第 9 条のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十一の表及び様式第十二の表中「同族関係者に対する」を「同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する」に改める。

「 会社名 」	
---------------	--

「 区分 会社名 」	特定特別子会社に 該当／非該当
---------------------	--------------------

改める。

様式第十三の表及び様式十四の表中「同族関係者に対する」を「同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する」に改める。

様式第十五の表及び様式第十七の表中「同族関係者に対する」を「同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する」に改める。

「 会社名 」	
---------------	--

「区分	特定特別子会社に 該当／非該当
会社名	

」に

改める。

様式第十九の次に次のように加える。

様式第 19 の 2

施行規則第 13 条第 5 項の規定による確認取消通知書

番 号
年 月 日

会社所在地
会社名
代表者の氏名 殿

経済産業大臣名 印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
第 13 条第 1 項の確認については、下記の理由により、確認を取り消します。

記

確認を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(記載要領)

施行規則第 13 条第 4 項のうち、確認の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第二十四の次に次のように加える。

様式第 25

施行規則第 18 条第 3 項の規定による確認取消通知書

番 号
年 月 日

会社所在地
会社名
代表者の氏名

殿

経済産業大臣名 印

年 月 日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 16 条第 1 項の確認（施行規則第 17 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認）については、下記の理由により、確認を取り消します。

記

確認を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(記載要領)

施行規則第 18 条のうち、確認の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令)

第二条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年経済産業省令第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「旧認定に係る旧規則第十三条第一項」を「この省令の施行前に旧認定に係る旧規則第十三条第一項に規定する経営承継贈与者の相続が開始した場合には、同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 旧認定に係るこの省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第十三条第一項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、同条第一項第六号中「五人以上」とあるのは、「一人以上」と読み替えるものとする。

附則第六条中「この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)」を「新規則」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の各号に掲げる事由があつた場合であつてこの省令の施行後に当該事由に係る法第十二条第一項の認定（当該各号に定める事由に係るものに限る。）の申請がされたときにおける同項の認定については、この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二十条の規定を除き、なお従前の例による。

一 贈与 この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項第七号の事由

二 相続 旧規則第六条第一項第八号の事由

2 この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定をすることがかの処分がされていないものに係る同項の認定については、新規則第二十条の規定を除き、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によりされた認定（以下「旧認定」と総称する。）に係る旧規則第八条第一項から第三項までの認定の有効期限、旧規則第九条第一項から第三項までの認定の取消し、旧規則第十条第一項及び第二項の合併があつた場合の認定の承継、旧規則第十一条第一項及び第二項の株式交換等があつた場合の認定の承継並びに旧規則第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項及び第十一項の報告並びにこの省令の施行前に旧認定に係る旧規則第十三条第一項に規定する経営承継贈与者の相続が開始した場合における同項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、新規則第二十条の規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にされた旧規則第十六条第一項の確認又は旧規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認の申請であつてこの省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものに係るこれらの確認については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行前にされた旧規則第十六条第一項の確認若しくは旧規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認又は前条の規定によりなお従前の例によることとされた確認（以下「旧確認」と総称す

る。)であつて次の各号のいずれかに該当するものに係る旧規則第十八条第一項の確認の取消しについては、なお従前の例による。

一 旧認定に係る旧確認

二 附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の申請をしようとしてゐる又は申請をした場合における当該認定に係る旧確認

第六条 旧確認（前条各号のいずれかに該当するものを除く。この条において同じ。）は、新規則第十六条第一項の確認又は新規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認（以下「新確認」と総称する。）とみなす。

2 前項の旧確認に係る次の各号に掲げる者は、同項の規定によりみなされた新確認に係る当該各号に定める者とみなす。

一 旧規則第十五条第三号の特定後継者 新規則第十五条第三号の特定後継者

二 旧規則第十五条第四号の特定代表者 新規則第十五条第四号の特定代表者

三 旧規則第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合における当該見込ま

れる者 新規則第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者